

子どもの成長を願って

すこやか  Growth

## 青少年健全育成推進自治会の取り組み

町青少年健全育成推進協議会事務局  
(生涯教育課内) ☎ 32-6193

3月8日に開催予定だった「青少年健全育成の集い」が、新型コロナウイルス感染症防止のため中止になり、推進自治会の取り組みを発表していただくことができなくなりました。そこで、当日の発表資料をまとめたものを町内自治会に送付させていただきました。あわせて、各推進自治会の取り組みの概略を紹介いたします。

多自治会では「多ザニア」と銘打ち、自治会のお手伝いに子どもが参加することで自分が住む地域の意識を高めることに繋がりました。田植えや稲刈り体験、夏祭り準備への参加など、地域の大人とともに活動する機会を作られました。

平野自治会では、見守り隊の人た

ちとのふれあい、地域の人の指導のさつまいも植えと収穫(焼き芋)など、今まで以上に子どもや保護者と村の人たちとの繋がりが深まった様子が見られました。

阿部田自治会では、4月の歓迎会で活動が開始し、村の人とともに川掃除への参加、大人も参加のラジオ体操と最終日の草引き、風鎮祭への参加など、地域の人とふれあう活動がありました。今後も交流を進めていきたいとのことです。

新阪手自治会では、自治会、子ども会、なかよしサロンが一体となって計画し、少人数になりつつある子どもの居場所づくりをされました。見守り隊との毎朝のふれあい、自治会40周年記念秋祭りでの地域住民一体となったイベントなど子どもとの交流がありました。

幸町自治会では、大人と子どもと一緒に取り組むことを大事に活動されました。一緒に汗を流したラジオ体操や清掃活動、ニコニコ食堂への参加、町内の人に協力してもらったのハロウィーンなど、大人と子どもが繋がる活動を実施されました。

現代は子どもとのふれあいや、住民同士の交流を深める事が難しくなっていますが、活動の仕方を工夫することで、つながりを強めることができると思います。

## 今やろう！ 防災アクション



Vol.23

図 防災課安全防災係 ☎ 34-2059

### 非常用持ち出し袋を作って 災害時に備えよう

突然起こるかもしれない「災害」。就寝中や外出時にも、みんな等しく被災者になります。

避難したとき、当面必要になる最小限の品を収めた袋を「非常用持ち出し袋」といいます。非常用持ち出し袋の中身は、自分にとって必要なものを考え、それぞれ準備することが大切です。

例：食品、水、懐中電灯、毛布、携帯ラジオ、電池、現金、通帳、救急箱、ヘルメット、軍手、衣類、印鑑など

また、処方薬などを服用している場合には、その薬も併せて非常用持ち出し袋に入れておきましょう。

玄関の近くや車の中などに配置しておけば、緊急時に持ち出すことができます。今できる災害への備えとして、ぜひ非常用持ち出し袋を作ってみてください。

### 全国瞬時警報システム（Jアラート）の 全国一斉情報伝達試験を実施します

緊急時における町民への情報伝達を確実にを行うため、全国瞬時警報システム（Jアラート）の動作確認を全国規模で行います。田原本町では、同報系防災行政無線（屋外スピーカー）や災害電話サービスを用いて訓練を実施します。※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。



**実施予定日時** 5月20日(水)、10月7日(水)、令和3年2月17日(水)（それぞれ午前11時ごろ）

※訓練内容や実施日時が変更、中止となる場合があります。

**放送試験内容** 町内46ヵ所の防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。

- ①上り4音チャイム
- ②「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返し)
- ③「こちらは田原本町です」
- ④下り4音チャイム

# 消費生活

Consumer

## 悪質商法のさまざまな手口を 紹介します

図 住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34・2087

「悪質商法」と言っても、実際にはどのような手口があるのでしょか。さまざまな手口の中で代表的な事例を紹介します。気になったことがあれば、まずは消費者ホットライン「188」に相談してください。

### 架空請求

ハガキや封書、メールなどで「訴訟最終告知」などと書かれた、利用した覚えのない料金の請求が届く。文面に書かれている連絡先に電話すると、訴訟の取り下げ費用などと称して料金を請求されたり、個人情報聞き出されたりする。

### マルチ商法

友人や知人を新たに加入者として販売組織に参加させれば収入が得られるなどと勧誘し、商品やサービスを契約させる。ネットワークビジネスなどと説明することもある。

### 利殖商法

損をする可能性があるのに「必ずも

うかる」「値上がり確実」などと言って、未公開株の購入やファンドなどへの投資を勧誘する。ダイレクトメールや執のような電話がきっかけになることが多い。

### 訪問買い取り

「不用品を買い取る」「いらぬ衣類はないか」との電話に応じて、家に来た業者に古着などを出すと「ほかに貴金属はないか」などと言われる。宝石や貴金属などを見せると安価で強引に買い取られてしまう。

### 送りつけ商法

注文していないのに、健康食品やカニなどの魚介類などを一方的に送りつけ、支払い義務があると思わせて代金を請求する。代金引換の宅配便で送られてくることもある。

### 還付金詐欺

役所などを名乗り「医療費の還付金がある」などと電話があり、すぐに受

## 消費生活相談

商品やサービスに関する相談  
日時 毎週火・金曜日  
(祝日、年末年始を除く)  
午前10時～午後3時  
場所 町役場1階1C相談室  
担当 消費生活相談員  
相談方法 面談・電話  
図 ☎ 32-2901 (内線174)

### 点検商法

取手続きをするように促される。指示どおりにスーパーなどに行きATMを操作すると、お金を受け取るはずが、自分の口座から相手に送金させられてしまう。

「無料で点検する」と言って家を訪問し、屋根や壁などの点検後「このままでは大変なことになる」などと消費者の不安をあおり、高額な工事やサービスを契約させる。

※平成31年3月に配布した「訪問勧誘お断りステッカー」を玄関先に貼付すると悪質な訪問販売の抑止になります。ステッカーの在庫はまだあります。住民保険課戸籍住民相談係までお問い合わせください。

## Pick UP さくらだより

この春町内で咲き誇っていた、桜の様子を紹介します。



▲寺川の桜並木



▲鏡作神社



▲観音堂(多)



▲しきのみちはせがわ展望公園

※新型コロナウイルス感染症による影響により、本紙に掲載されている情報が変更になる可能性があります。最新の情報については、担当課へ問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。